

岐阜市スポーツ少年団本部規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体の名称は、岐阜市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本部の事務局は、岐阜市教育委員会市民体育課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本部は、スポーツを通じて少年の健やかな心身の発達をめざし、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）の育成及び各単位団相互の交流を目的とする。

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 単位団の登録
- (2) 単位団の団員・指導者の育成
- (3) スポーツテスト及びその他全市の事業の実施
- (4) ジュニアリーダークラブの育成
- (5) 単位団の団員・指導者の顕彰
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本部は、日本スポーツ少年団に登録した単位団によって構成する。

2 単位団の登録は、日本スポーツ少年団登録規程及び日本スポーツ少年団登録規程施行細則の例による。

3 前項の規程に関わらず、登録申請期限を過ぎた追加登録は、本部のみの登録として随時行うことができるものとする。

(委員)

第6条 本部に委員を置き、次に掲げる者を充てる。ただし、第1号から第3号までについては、単位団の指導者に限るものとする。

- (1) 単位団の団長 各1名
- (2) ブロック協議会の代表者 各2名
- (3) 種目協議会等の代表者 各1名
ただし、学童野球、バレーボール及びサッカーの協議会については2名とする。
- (4) 次の関係団体からの選出委員
ア 岐阜市体育協会の代表者 2名
イ 岐阜市体育指導委員連絡協議会の代表者 2名
ウ 岐阜市少年スポーツ指導員協議会の代表者 2名

- (5) 学識経験者
ア 岐阜市中学校体育連盟及び岐阜市小学校体育主任会の代表者 各1名
イ 役員会において必要と認められた者

2 前項の場合において、総合型地域スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)については、前条第1項の規定にかかわらず、クラブに加入する以前の単位団により単位団の登録があったものとみなす。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 6名
- (3) 常任委員長 1名
- (4) 研修委員長 1名
- (5) 事業委員長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監査 2名

(選任)

第8条 本部長、副本部長、会計及び監査は、第6条の委員の中から常任委員会において推挙し、委員総会において承認を得るものとする。

2 常任委員長、研修委員長及び事業委員長は、当該委員の互選とし、委員総会において承認を得るものとする。

(職務)

第9条 本部長は、本部を代表し、団務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常任委員長、研修委員長及び事業委員長は、各会務を処理する。

4 会計は、本部の会計事務を処理する。

5 監査は、本部の会計を監査する。

(顧問)

第10条 本部には、名誉役員として顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員総会において推薦し、本部長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項につき諮問に応じ、又は委員総会に出席し、意見を述べることができる。

(任期等)

第11条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、退任により任期の途中で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

3 顧問の任期は、これを定めない。

(職員)

第12条 本部には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、岐阜市教育委員会市民体育課長に委嘱する。

3 職員は、上司の指揮を受け本部の事務に従事する。

第5章 委員総会

(構成)

第13条 委員総会は、第6条の委員をもって構成する。

(議決事項)

第14条 委員総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 役員を選出
- (5) 規程の改正
- (6) その他、必要な事項

(開催等)

第15条 委員総会は、本部長が招集し、毎年1回、各事業年度の末日から2月以内に開催する。

2 委員総会の議長は、本部長がこれにあたる。

3 委員総会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

(議決等)

第16条 委員総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、規程の改正については、出席者の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

2 出席できない委員は、全ての議決権を議長に委任することができる。

3 前項の規定により全ての議決権を議長に委任した委員は、委員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 委員総会は議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名押印のうえ保存することとする。

第6章 役員会及び委員会

(役員会)

第18条 役員会は、本部長及び副本部長をもって構成する。

2 役員会は、本部の運営事項を審議するために、本部長が必要に応じて招集する。

3 役員会の議長は、本部長がこれにあたる。

(委員会)

第19条 常任委員会は、第6条第1項第2号、第3号及び第4号ウに掲げるものから各1名の委員をもって構成する。

ただし、本部長が必要において常任委員(若干名)を指名することができる。

2 研修委員会は、第6条第1項第2号の委員をもって構成する。

3 事業委員会は、第6条第3号の委員をもって構成する。

4 委員会は、第4条に規定する事業を円滑に推進するために、各委員長が招集する。

5 委員会の議長は、各委員長がこれにあたる。

(学識経験者の招集)

第20条 役員会及び常任委員会は、必要に応じて学識経験者を招集することができる。

(議決)

第21条 役員会及び委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第22条 役員会及び委員会は、議事録を作成しこれを保存する。

第7章 ブロック協議会

(設置)

第23条 本部は、全市域を中部、北部、西部、東部及び南部のブロックに区分し、地域の単位団によるブロック協議会を置く。また、競技種目の特性を考慮し、全市域を対象とした特別ブロックを置く。

2 ブロック協議会の設置に必要な事項は、別に定める。

第8章 種目協議会等

(設置)

第24条 本部は、競技種目ごとに種目協議会及び部会を置く。

2 種目協議会は、本部に登録されている競技種目団体が10部以上ある場合に設置するものとする。なお、競技種目団体が10部未満の場合は、全ての部をまとめて統合部会を設置するものとする。

3 種目協議会の設置に必要な事項は、別に定める。

第9章 経費

(経費)

第25条 本部の経費は、補助金、寄付金、登録料その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第26条 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第27条 科目間流用については、事務局長専決とする。

第10章 委任

(委任)

第28条 この規程の施行について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は平成20年5月16日から施行する。

(岐阜市スポーツ少年団本部規程の廃止)

2 岐阜市スポーツ少年団本部規程(昭和55年4月17日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は平成22年5月14日から施行する。(科目間流用を加え一部改正)